

昭和四十一年建設省令第三十九号

日本労働者住宅協会法施行規則

日本労働者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第二十五条、第二十七条第二項、第三十条第二項及び第三十三条の規定に基づき、日本労働者住宅協会法施行規則を次のように定める。

（住宅の建設等の基準）

第一条 日本労働者住宅協会（以下「協会」という。）が住宅を建設するときは、原則として、一団の土地に集団的に建設することとし、かつ、一戸の延べ面積は三十平方メートル以上としなければならない。

第二条 協会は、一団の土地に五十戸以上集団的に住宅を建設するとき又は一団の土地に五十戸以上集団的に住宅が建設される宅地を造成するときは、これにあわせて日本労働者住宅協会法（以下「法」という。）第二十三条第四号の施設（以下「利便施設」という。）を建設するよう努めなければならない。

第三条 協会が建設する住宅は、安全上及び衛生上必要な構造及び設備を有し、かつ、住みよいものとし、協会が建設する利便施設は、当該利便施設を建設する目的に適合した規模、構造及び設備を有するものとしなければならない。

（住宅の賃借人又は譲受人の資格）

第二条 協会が賃貸し、又は譲渡する住宅の賃借人又は譲受人は、少なくとも次の各号に該当する勤労者（法第二条に規定する勤労者をいう。以下同じ。）でなければならない。

一 自ら居住するため住宅を必要とする者（譲受人にあつては、親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者を含む。）

二 家賃又は譲渡の対価の支払のできる者

（住宅の家賃及び譲渡の対価）

第三条 協会が賃貸する住宅の家賃は、住宅の建設費（住宅に必要な土地の取得及び造成に要する費用を除く。）を協会が定める方法により償却するものとして算出した額に住宅の建設に要した資金の利息又は利息に相当する金額、修繕費、管理事務費、地代又は地代相当額、損害保険料、空屋等による損失を補てんするための引当金、公租公課その他必要な経費を加えた金額の月割額を基準として、協会が定める。

二 協会が譲渡する住宅の譲渡の対価は、住宅の建設費に住宅の建設に要した資金の利息又は利息に相当する金額、分譲事務費、空屋等による損失を補てんするための引当金その他必要な経費を加えた金額を基準として、協会が定める。

（住宅の賃借人又は譲受人の資格）

第四条 協会が賃貸し、又は譲渡する宅地の賃借人又は譲受人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。

一 勤労者が居住する住宅又は学校、病院、商店等をみずから建設するため宅地を必要とする者

（宅地の地代及び譲渡の対価）

第五条 協会が賃貸する宅地の地代は、宅地の時価又は類地の地代を基準とし、宅地の位置、品位及び用途を勘案して、協会が定める。

二 協会が譲渡する居住又は営利を目的としない業務の用に供する宅地の譲渡の対価は、宅地の取得及び造成に要した費用に宅地の取得及び造成に要した資金の利息又は利息に相当する金額、分譲事務費その他必要な経費を加えた金額並びに宅地の位置、品位及び用途を勘案して、協会が定める。

（利便施設の賃貸料及び譲渡の対価）

第六条 協会が賃貸する利便施設の賃貸料は、利便施設の時価又は類似のものの賃貸料を基準とし、利便施設の位置、用途等を勘案して、協会が定める。

二 協会が譲渡する営利を目的としない業務の用に供する利便施設の譲渡の対価は、利便施設の建設費に利便施設の建設に要した資金の利息又は利息に相当する金額、分譲事務費その他必要な経費を加えた金額を基準とし、利便施設の位置、用途等を勘案して、協会が定める。

三 協会が譲渡する営利を目的とする業務の用に供する利便施設の建設費に利便施設の建設に要した資金の利息又は利息に相当する金額、分譲事務費その他必要な経費を加えた金額及び利便施設の建設費に利便施設の建設に要した資金の利息又は利息に相当する金額、分譲事務費その他必要な経費を加えた金額及び利便施設の位置、用途等を勘案して、協会が定める。

（住宅等の賃借人又は譲受人の選定方法）

第七条 協会は、住宅、宅地又は利便施設（以下次条において「住宅等」という。）の賃借人又は譲受人を選定しようとするときは、原則として募集の方法によらなければならぬ。

二 前項の募集は、新聞、ラジオ、テレビ、掲示等の方法により広告して行なわなければならない。

（業務方法書）

第八条 協会は、住宅等の賃借り又は譲受けの申込みをした者の数が賃貸し、又は譲渡する住宅等の数又は区画数をこえる場合においては、抽せんその他公正な方法により選考して住宅等の賃借人又は譲受人を決定しなければならない。

（業務方法書）

第九条 協会の業務方法書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住宅及び利便施設の建設並びに宅地の造成に関する事項

二 住宅、宅地及び利便施設の賃貸その他の管理及び譲渡に関する事項

三 住宅及びこれに付随する宅地又は借地権の取得に必要な資金の貸付けに関する事項

四 業務の委託又は受託に関する事項

五 協会の概要として次に掲げる事項

（業務報告書）

六 法第三十条第二項の業務報告書には、次に掲げる事項を記載することがで

きる。

一 協会の概要として次に掲げる事項

二 住宅、宅地及び利便施設の賃貸その他の管理及び譲渡に関する事項

三 住宅及びこれに付随する宅地又は借地権の取得に必要な資金の貸付けに関する事項

四 業務の委託又は受託に関する事項

五 協会の概要として次に掲げる事項

六 住宅、宅地及び利便施設の賃貸その他の管理及び譲渡に関する事項

（業務報告書）

第七条 協会の業務方法書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住宅及び利便施設の建設並びに宅地の造成に関する事項

二 住宅、宅地及び利便施設の賃貸その他の管理及び譲渡に関する事項

三 住宅及びこれに付随する宅地又は借地権の取得に必要な資金の貸付けに関する事項

四 業務の委託又は受託に関する事項

五 協会の概要として次に掲げる事項

六 住宅、宅地及び利便施設の賃貸その他の管理及び譲渡に関する事項

（業務報告書）

第七条 協会の業務方法書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住宅及び利便施設の建設並びに宅地の造成に関する事項

二 住宅、宅地及び利便施設の賃貸その他の管理及び譲渡に関する事項

三 住宅及びこれに付随する宅地又は借地権の取得に必要な資金の貸付けに関する事項

四 業務の委託又は受託に関する事項

五 協会の概要として次に掲げる事項

六 住宅、宅地及び利便施設の賃貸その他の管理及び譲渡に関する事項

